

令和5年12月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和5年12月19日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1
- 議案第67号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について
 - 議案第68号 衣浦衛生組合理約の変更について
 - 議案第69号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
 - 議案第70号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - 議案第71号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
 - 議案第72号 高浜市職員定数条例の一部改正について
 - 議案第73号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
 - 議案第74号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について
 - 議案第75号 高浜市役所出張所設置条例の廃止について
 - 議案第76号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第77号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について
 - 議案第78号 高浜市女性文化センター及び高浜市春日庵の指定管理者の指定について
 - 議案第79号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について
 - 議案第80号 高浜市吉浜交流館の指定管理者の指定について
 - 議案第81号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第7回）
 - 議案第82号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
 - 議案第83号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回）
 - 議案第84号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
 - 議案第85号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
 - 議案第86号 令和5年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
 - 議案第87号 令和5年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）

- 陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
 陳情第16号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情
 陳情第17号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情
 陳情第18号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を
 求める陳情
 陳情第19号 「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求め
 る意見書」の提出を求める陳情

(日程追加)

- 日程第2 議案第88号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

(日程追加)

- 日程第3 議案第89号 令和5年度高浜市一般会計補正予算(第8回)

- 日程第4 議会改革特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
10番	北川広人	11番	鈴木勝彦
12番	柴口征寛	13番	倉田利奈
14番	黒川美克		

欠席議員

- 9番 長谷川 広 昌

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	深谷直弘
教 育 長	岡本竜生
企 画 部 長	木村忠好
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
ICT推進グループリーダー	平川亮二
総 務 部 長	杉浦崇臣

財務グループリーダー	清 水 健
市 民 部 長	岡 島 正 明
市民窓口グループリーダー	芝 田 啓 二
経済環境グループリーダー	島 口 靖
福 祉 部 長	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	東 條 光 穂
こ ども 未 来 部 長	磯 村 順 司
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
上下水道グループリーダー	亀 井 勝 彦

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	森 本 将 史

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は13名であります。よって、これより会議を開きます。
初めに、12月13日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。
議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る12月13日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。市長より議案第88号及び議案第89号が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討いたしました結果、本日日程を追加し、上程、説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、御報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 本日の議事日程は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、議案第88号及び議案第89号、以上、議案2件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおりといたし

ます。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題といたします。

付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、岡田公作議員。

〔総務建設委員長 岡田公作 登壇〕

○総務建設委員長（岡田公作） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る令和5年12月12日火曜日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました議案8件、陳情2件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第67号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について、質疑はありませんでした。

議案第68号 衣浦衛生組合理約の変更について、委員より、霊柩車の使用がほぼなくなるため、廃止するとのことでよいかとの問いに、昨今の霊柩車の利用率の低下を踏まえ、今回廃止すると答弁。

議案第81号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について、委員より、今回採用した弁護士資格を有する職員の業務内容はとの問いに、庁内の法律相談の実施、職員研修の実施、訴訟に関しては答弁書、準備書面の作成や資料の収集と答弁。

議案第82号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、質疑はありませんでした。

議案第83号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について、質疑はありませんでした。

議案第85号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、質疑はありませんでした。

議案第86号 令和5年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について、質疑はありませんでした。

議案第87号 令和5年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）について、質疑はありませんでした。

陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、介護・福祉・医療の需要は年々上がっているため、国保の制度を維持するためには引下げは厳しいため、反対。

陳情第17号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情について、委員

より、マイナンバーカードと健康保険証のひもづけに関しては、非常に有効な形、有益な形で利用されているため、反対との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第67号、第68号、第81号から第83号、第85号から第87号は挙手全員により原案可決、陳情第15号、第17号は挙手なしにより不採択。

以上が総務建設委員会に付託された議案及び陳情に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 岡田公作 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、今原ゆかり議員。

〔福祉文教委員長 今原ゆかり 登壇〕

○福祉文教委員長（今原ゆかり） おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る令和5年12月13日午前10時より委員全員と市長をはじめ関係職員の出席の下、付託されました議案14件、陳情3件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第69号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第70号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、委員より、人事院勧告に従うことに決めた理由はとの問いに、地方公務員法第14条の規定で情勢適応の原則があり、地方公共団体がこの法律に基づいて定められた給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時適当な措置を講じなければならないと規定されていることからと答弁。

議案第71号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について、委員より、今回の職員給与改定は、職員の説明はいつ、どのような形で行われたのか。会計年度任用職員に対してもどのような形で行ったのかとの問いに、令和5年10月31日、職員組合の委員長に対し、人事院勧告の内容、本市の考え等について説明を行い、勧告どおりの引上げについて了承を得ている。会計年度任用職員については、この職員組合に加盟してないので、特に説明をしていないと答弁。

議案第72号 高浜市職員定数条例の一部改正について、委員より、現在、一級建築士、二級建築士それぞれの人数と所属の部署はとの問いに、一級建築士の資格を持つ職員は、総務部に1名、

二級建築士の資格を持つ者は、教育委員会と都市政策部に配置している。人数については把握ができていないと答弁。

議案第73号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、委員より、法律がどのように変わったため今回の条例の改正になったのかとの問いに、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2を引用している条文があり、この国の法律一部改正が令和5年6月9日に公布された。引用していた別表第2は削除されたことから、この国の法律一部改正が施行する前までに引用していた条文を改正するなど条文の整備が必要となったためと答弁。

議案第74号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について、委員より、現在、耐震がなく高浜市南部ふれあいプラザについては利用ができないが、今利用ができない施設についてもなぜ指定管理の指定になっているのかとの問いに、指定管理の業務内容については、一部実施ができない期間はあるが、指定管理の休止、事業の休止にとどまり、事業内容自体を組み替えたり変更したりすることはない。実際、実施できない施設管理や事業の部分については、双方協議をして、指定管理料を精算していくという対応が可能というところで進めていると答弁。

議案第75号 高浜市役所出張所設置条例の廃止について、委員より、総括質疑の中で、マイナンバーカードの交付率80%ということだが、まだ20%の人が取得していない。戸籍謄本や戸籍抄本についてはコンビニで発行できないが、今回の廃止ということについての考えはどの問いに、いきいき広場出張所においては利用率が低くなっており、1日1件の発行にも満たない日もある。戸籍についても、昼間、市役所で取ることができるので、そちらでお願いしたいと答弁。

議案第76号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、宅老所は幾つも登録ができるのか、バスで移動するということだが、経費はどこから出ているのか、どのような形で送迎されるのかとの問いに、登録については、複数の宅老所を重複して利用登録することは可能。バスの経費については、自宅から各宅老所まで社会福祉協議会に送迎支援サービスという形で委託しており、利用者が費用を負担していただいていると答弁。

議案第77号 高浜市心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について、委員より、現在と今後、常勤の方が何名で、非常勤の方が何名みえるのか、どのような資格を持ってみえるのか、あと子供が何名療育を受けているのかとの問いに、職員配置計画書に基づき、資格等を含めて説明すると、管理責任者として1名、療育指導員を兼務ということで、資格等としては保育士。療育指導員として6名、保育士1名、あとは保育士等として補助として5名、保育補助員3名、こちらは非常勤3名ということで資格はなし。あとは事務員で非常勤1名となっている。現在の利用状況としては、令和5年12月1日現在で合計20組が通園していると答弁。

議案第78号 高浜市女性文化センター及び高浜市春日庵の指定管理者の指定について、委員より、2つの施設を一緒に指定管理者の指定をされているが、なぜこれを2つ一緒にずっとされてきているのかとの問いに、条例に定める設置目的は、個々の設置目的というところはあるが、大きくは市民の学び、活動したいという思いを支えていくと、そういった共通的な目的もあるので、今回2つの施設を一体的にということと考えていると答弁。

議案第79号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について、委員より、今回、公の施設は6施設載っているが、今までと同じようにマラソン、学校開放については、この指定管理の範囲に入っているのか、入っていないのかとの問いに、今回の指定管理の運営の内容というところに学校開放やマラソンといった行事は入っていないと答弁。

議案第80号 高浜市吉浜交流館の指定管理者の指定について、委員より、利用料金制を導入するということだが、幾らを見込んでいるのか。募集したときの提案金額はとの問いに、利用料金については、毎年度126万5,000円で提案をされている。提案額については5年間の指定管理料ということで、5,339万9,500円と答弁。

他の委員より、自主事業費について、基本的な考え方として、予算をかけずにやられる事業もあるかと思うがとの問いに、必ずしもお金をかけずともできることもあるのではないかと理解をしていると答弁。

議案第81号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について、委員より、2款1項14目情報系庁内LAN管理事業の新しく入った職員のパソコン購入費、これは当初予算からある程度は見込んで計上すべきものではないかとの問いに、ノートパソコンの配布に関しては、故障時の予備台数がないという明らかな場合は、当初予算で計上することは考えているが、新規採用職員がまだ当初時点で来年度の職員数が不確定なものは、これまで補正予算で予算計上していると答弁。

同委員より、10款3項2目中学校の生徒就学援助事業、こちら143万2,000円増えている。今、中学校、小学校それぞれ就学援助を受けている生徒の人数がどれぐらいで、何%ぐらいになっているのかとの問いに、6月に認定作業を行い、小学校で認定した数が215名、中学校で認定した数が157名となっている。認定率は、小学校で6月時点の数字では7%ほど、中学校のほうは10%ほどになると答弁。

議案第84号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、質疑はありませんでした。

陳情第16号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、自治体のDX推進について、住民の福祉の増進と人権保障のためとあるが、当然のことであり、全ての事業の大前提であると考え。福祉施策について、介護保険料・利用料などを引き下げよとあるが、今後社会保障費の増大、これは間違いなく増えていくものと考え。そんな中で、財

源の確保もなく、担保もなく、簡単に保険料・利用料を下げよということは、介護保険制度の維持という面でも不可能と考えるため反対との意見。

他の委員より、物価高騰等により家計を圧迫して、子育て世帯や高齢者には厳しい生活となっている。そのため、全国で拡大してきている学校給食費の無償化といった子育て支援や低所得者への介護保険料・利用料の減免、障害者控除対象者認定書の自動送付などの福祉施策の充実等を求める本陳情には賛成との意見がありました。

陳情第18号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情について、委員より、核兵器のない世界を実現するためには、核兵器保有国を巻き込んで核軍縮を進めていく必要があるが、現状では同条約は核兵器保有国の支持を得られておらず、実効性に乏しい。我が国としては、立場の異なる国々の橋渡し役に努め、核軍縮の進展に向けた国際的な議論に積極的に貢献していく外交姿勢であることから、国が先頭に立って進めていくべきと考え、本陳情には反対との意見。

他の委員より、核保有国に対して、核兵器の全面廃絶を待つ間、核兵器が決して二度と使われないよう、あらゆる努力を行うよう促すと述べる程度で、核廃絶の具体的行動を迫っていない。日本政府は、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを決断し、唯一の被爆国として核兵器の全面禁止、廃絶に向け、先頭に立って行動する必要があるため、本陳情には賛成との意見がありました。

陳情第19号 「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」の提出を求める陳情について、委員より、陳情の趣旨に加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的な人権や国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念されるとあるが、国連憲章とWHO憲章に基づいて策定される国際協力の枠組みづくりの条約によって各国の主権が侵害されたり、統治権が奪われたりすることなどあり得ないため、本陳情には反対との意見。

他の委員より、令和6年5月、WHOの総会にはパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案を提出する予定だと言っており、この予定をしっかりと精査し、確認しながらいくことが重要だと思っている。今この時期では時期尚早ではないかと考えるため反対との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第69号は挙手全員により原案可決、議案第70号は挙手多数により原案可決、議案第71号は挙手全員により原案可決、議案第72号から議案第75号は挙手多数により原案可決、議案第76号、議案第77号は挙手全員により原案可決、議案第78号から議案第81号は挙手多数により原案可決、議案第84号は挙手全員により原案可決、陳情第16号、陳情第18号は挙手少数により不採択、陳情第19号は挙手なしにより不採択。

以上が福祉文教委員会に付託された議案及び陳情に対する審査経過の概要と結果であります。
なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。
以上で委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 今原ゆかり 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず初めに一般議案について討論を行います。

12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、議案第68号及び議案75号について、日本共産党を代表して反対の立場で討論させていただきます。

議案第68号 衣浦衛生組合理約の変更について、霊柩車の廃止の理由として、利用率が大幅に低下し、今後の利用が見込めなくなったとのことでした。9月の衣浦衛生組合議会協議会では、実質収支が赤字で、今後も費用対効果が望めないとの理由も挙がっておりました。さすがにこの費用対効果が望めないという理由には違和感を感じざるを得ません。利用率を高めるために様々な対策を講じてきたとのことでしたが、それでも増加しなかった。若干数の利用がある現状において、民間の霊柩車を利用することが難しい方のためにも、費用対効果がどうこうというのではなく、安い料金で利用できる衣浦斎園霊柩車はどうしても必要であると考え、本議案には反対とさせていただきます。

次に、議案第75号 高浜市役所出張所設置条例の廃止について、マイナンバーカードが普及をし、コンビニにて各種証明書を発行する人が増加してきているため、出張所にて発行する人が少なくなっているとのことでした。しかし、戸籍謄本や戸籍抄本についてはいまだコンビニでは発行できません。今まで仕事帰りなどで夜間にいきいき広場にて取得していた人が、今後は昼間に市役所へ行って取得するよう言われても、そう簡単には行けない人はいます。マイナンバーカードについては取得は任意であり、高浜市における交付率は80%、20%の人がまだ取得していないという状況です。こうした状況において出張所を廃止することは時期尚早であり、利用者の利便性を考えない本議案には反対とさせていただきます。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、5番、野々山 啓議員。

〔5番 野々山 啓 登壇〕

○5番（野々山 啓） 議長のお許しをいただきましたので、一般議案第67号、第74号、第77号、第78号、第79号、第80号について、公明党を代表して賛成の立場で討論をいたします。

まず、議案第67号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について、第74号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について、議案第77号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について、議案第78号 高浜市女性文化センター及び高浜市春日庵の指定管理者の指定について、議案第79号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について、賛成の立場でまとめて討論させていただきます。

それぞれの指定管理者につきましては、運営の実績、サービス向上に貢献されており、継続して運営することに影響もなく効果的に運営できていることから適切と考え、本議案については賛成といたします。

引き続き議案第80号 高浜市吉浜交流館の指定管理者の指定についてです。本議案は、高浜公民館を高浜交流館へと転用することに伴い、高浜市総合サービスが継続して施設を管理運営するための議案であります。高浜市総合サービスにつきましては、これまでの運営の実績があることから、継続して運営することに影響もなく、効果的に運営できていることから適切と考え、本議案については賛成とさせていただきます。（後述訂正あり）

以上をもちまして、一般議案第67号、第74号、第77号、第78号、第79号、第80号につきまして、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

〔5番 野々山 啓 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、13番、倉田利奈議員。

〔「議長、5番」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 5番、野々山議員。

○5番（野々山 啓） すみません、先ほど吉浜公民館、吉浜交流館を高浜公民館、高浜交流館と言い間違いをしておりましたので、吉浜公民館、吉浜交流館へと訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（杉浦康憲） では、次に、13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第72号 高浜市職員定数条例の一部改正について、反対の意見を申し上げます。

高浜市の職員は、高浜市と人口規模や面積規模が似た類似団体と比較した場合、類似団体の平均の半分くらいの職員数であるとの答弁がありました。平均の半分ということは、多い自治体の約4分の1しか職員がいないこととなります。私が総務省のホームページで確認したところ、類似自治体における人口1万人当たりの職員数が82自治体中、下から2番目の職員数でした。ちなみに一番職員数が多い自治体は、人口1万人当たり職員は110.14人、一番少ない自治体は39.72

人、高浜市はそれに次ぐ40.79人でした。そして、令和4年度は、男性7名中5名が育休を取っているという答弁からも、育休職員の穴埋めができるよう職員数をもっと増やしていかなければなりません。ですから、事務職の職員定数について減らすのではなく、増やすべきでありますし、実際の人数についても増やす必要があるのではないのでしょうか。実際、情報公開審査会に諮問されている審査請求の案件について、いまだ令和元年の案件について処理されておりませんし、法令に基づかない事務や計画、契約が多々見られます。これらについてしっかり事務処理していれば訴訟になることもないと考えます。

これらの状況を総合的に見ますと、現在の職員数では適正な行政運営ができるとは考えられず、職員の増員が必要となることから、事務職の職員定数を減らす今回の議案については賛成することは到底できません。

次に、議案第74号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について意見を申し上げます。

高浜市南部ふれあいプラザは、現在耐震がないことが判明し、使用が中止されております。高浜市南部まちづくり協議会が引き続き高浜市南部ふれあいプラザと高浜市南部第2ふれあいプラザの2館を指定管理する議案ですが、施設の稼働率を考えますと、第2ふれあいプラザに機能を複合化することができます。耐震のないふれあいプラザを残し、多額の改修費をかけることは明らかに無駄であります。交流や居場所、チャレンジド支援は第2ふれあいプラザでもできるはずで、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストも考えながら最終的に判断していく。今はその時期じゃないから、まだ両方の施設を維持しますと副市長は答弁しました。公共施設の複合化計画により、唯一の劇場型ホールがあった中央公民館や体育センターの取壊しは、将来的な財政負担を軽減するためではなかったのでしょうか。今回、耐震がない公共施設であることが判明したのですから、ランニングコストを考えて判断していくのが今であることは明白です。

これまで就労移行支援事業者がこの公共施設を使用することについて、何も契約をせず、無償で使用させていたことは明らかに違法であります。今後も指定管理者となる南部まちづくり協議会が公募し、ふれあいプラザ1階の部屋等々の利用料として年間1,000円、光熱費140万円という答弁がありました。これは法的な根拠のないものであることから、違法な行為であると考えます。また、年間1,000円という異常に安い金額については何を根拠にされているのでしょうか。

今回の議決に当たり、第5期指定管理者の指定概要が示されましたが、たったA4、1枚の情報だけでは判断できません。選定評価委員会における資料一式を確認し、今後の事業について、サービスの向上や効率化、地域の活性化が図れることなどについて、具体的にどのような事業を行うのか、または行ってきたのかを把握する必要があります。

また、行政グループは指定管理者導入における基本方針の開示さえも拒否しました。これで説明責任を果たしたと言えるのでしょうか。基本方針についてはホームページで公表すべきもので

はないでしょうか。ホームページできちんと明らかにしている自治体もあります。また、防火水槽については、施設の利用を廃止しても残すことはできるので問題ありません。

以上のことから、議案第74号につきましては反対といたします。議員の皆様におかれましては、違法な提案に賛成されませんようお願いいたします。

次に、議案第75号 高浜市役所出張所設置条例の廃止について反対意見を申し上げます。

いきいき広場では平日午前8時半から午後7時まで、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本等の証明書の交付を行っていましたが、来年4月より交付のサービスを廃止するという議案です。マイナンバーカードの普及により、コンビニで各種証明書を発行できるようになりましたが、高浜市において戸籍謄本や抄本はマイナンバーカードを使ってコンビニ発行はできません。国は令和7年度までに標準準拠システムの円滑な移行を目指しておりますが、このシステムが構築されても、高浜市は戸籍のコンビニ交付はできません。なぜなら高浜市はコンビニ交付のための申請を行わないし、今後その予定もないとお聞きしています。よって、令和6年3月31日をもって市役所本庁の土曜開庁もサービスが終了されることから、マイナンバーカードを所有している市民でも戸籍が必要な場合は平日本庁に行かなければ取得することができません。

現在、碧海5市で土曜開庁を行っていないのは知立市だけです。知立市は平成30年3月31日をもって戸籍のコンビニ交付開始に伴い、土曜開庁が廃止されました。高浜市では、デジタル行政サービスの浸透と言いながら、デジタル行政サービスが不足している現状で、サービスを廃止するという理解できない状況にあります。

また、廃止の理由の1つに、職員の働き方改革のためであることが挙げられております。平日の午前8時半から午後5時15分まではいきいき広場の全職員で対応していたことから、余分な税金はかかっておりません。市役所の庁舎が二分化したままであることから、教育や子供、そして福祉の手續にいきいき広場に来庁した市民がその場で戸籍や住民票を取得できましたが、今後はそれもできなくなります。また、午後5時15分から午後7時まで職員が証明書発行をしながら庁舎管理もできましたが、今後、職員がいなくなれば、いきいき広場の庁舎管理委託の時間が増えることで、庁舎管理料が増額することにもなります。職員が時間外勤務することで振替のため、平日にお客様を待たせるのであれば、職員を増やす必要があると考えます。

令和6年度から市役所本庁舎の土曜開庁も終了となってしまいます。今後はマイナンバーカードの更新を必要とする市民が続々と出てくることが予測されることから、市民サービスの低下と言わざるを得ません。よって、反対すべき議案であります。

引き続き議案第78号 高浜市女性文化センター及び高浜市春日庵の指定管理者の指定について意見を申し上げます。

まず、春日庵について、これまで自主事業について何も行ってこなかったにもかかわらず、なぜ指定管理者制度を導入したのか理解できません。また、女性文化センターについても、これま

で実用書道、クラフトの定期的な講座、単発ものの手芸や書道の講座が行われてきたようですが、これらの講座について、ホームページや市の広報でお知らせがされてこなかったことは非常に問題であります。

高浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項には、事業計画書の内容が利用対象者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであることと定められております。この条例に違反していませんか。今後も同じ事業者である高浜市総合サービスに引き続き指定管理を行っていただいていた方がいいのでしょうか。

また、指定管理者制度とは、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的とすることから、サービスの向上、もしくは経費の節減ができないのであれば、この制度を活用する意味がありません。民間のノウハウで具体的にどのようなサービスが提供されるのか、また、経費の節減や市民の利用促進が図られるのか、我々議員に対し積極的に説明ができなければ、この議案に賛成することはできないのではないのでしょうか。特に令和4年度の実績に基づき募集を行ったということが委員会の答弁から明らかになり、令和6年度から5年間の指定管理料が6,562万500円であることが分かりました。5年間で6,500万円余りということは、単年度1,300万円余りの指定管理料となります。あまりにも高額です。

高浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第2項には、事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の適切な維持及び管理を図るものができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであることと規定されております。ということは、管理運営にかかる費用について市が積算し、予定価格を作成しなければ、予算が縮減されたのかどうか分かりません。消費税が10%になっていることから、市の直営または委託のほうが節減される可能性も出てきます。

福祉文教委員会の中で、文化スポーツグループリーダーが、利用促進ですとか自主事業という点につきましては、課題のほうにも書いてあるとおりでございますし、委員会の中でもそういった意見のところは出ておりますので、そういった課題のところを踏まえて今後運営していただくというようなところは考えておりますと答弁しました。ということは、今後、課題についてしっかり取り組んでいただける確証はなく、考えているだけなので、どのように具体的な自主事業が行われるのか分かりません。指定管理者制度について理解されている発言ではありません。

このような指定管理を続けていることから、高浜市は文化に乏しい、市民大学講座など生涯学習の機会が少ないという声が市民から出てきております。これではまちの活性化にもつながりません。近隣自治体では、プロの演奏者を呼んだ演奏会や市民大学講座、演劇や各種生涯学習に係る講座など様々なサービスが提供され、公共施設の利用促進、生涯学習へ参加する機会の提供が行われております。

指定管理者制度であれば、事業者が生涯学習につながる企画を立案し、行うことで収益活動も

できます。事業者のノウハウが発揮できないようであれば、市が仕様書を作成し、業務委託契約に基づく入札を行えば、管理運営費については節減できます。前例踏襲ではなく、公の施設については、まず指定管理者制度を導入するかどうかからしっかり検討していただきたいと強く要望いたします。

そして、選定基準が普通以上かつ6割以上の得点率というのは、あまりにも設定基準が低過ぎるのではないのでしょうか。せめて8割の得点は必要であると考えことから、もっと厳しく基準を設けるべきであります。

以上で第78号の反対討論を終わります。

引き続き議案第79号 高浜市スポーツ施設の指定管理の指定について意見を申し上げます。

まず、今回のスポーツ施設の指定管理の運営には、令和5年度まで運営内容に入っていたマラソン大会や学校開放事業が除かれました。私が今まで指定管理の方法にふさわしくないと、これまで議会で発言してきたことがようやく改善されました。

しかし、まだまだこの指定管理の指定については問題があります。まず、指定管理評価委員会からの指摘について、この議案が議決されたら協議をしていくと答弁がありました。これは問題です。議案を提案する前に協議を指定管理者と済ませておかなければ、実行される保証がないからです。そして、先ほどから申し上げているとおり、指定管理者制度とは、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上、経費の節減を図ることを目的とすることから、サービスの向上、もしくは経費の節減ができないのであれば、この制度を活用する意味がありません。

まず、サービスの向上については、来年度以降の事業の内容については、事業を進める考え方や方向性しか明らかにされておりません。何ら具体的な事業計画が示されず、今後指定管理者と協議しながら事業のほうを実施していくと答弁がありました。なぜ指定管理者と市が協議をしながら事業を実施するのか理解できません。これでは指定管理の意味がありません。

経費の節減については、総務省の記録から、この6施設の収入が4,650万3,844円であったところ、かかった費用は3,609万616円になっており、純利益が1,000万円以上となっております。たかはまスポーツクラブはNPO団体であることから、このような純利益を上げるような指定管理料の支払いは税金の無駄遣いであることは明らかであります。

よって、6施設の指定管理については、民間事業者のノウハウを利用したサービスの向上や経費の節減について示されないことから、この議案については賛成できないことを申し添えて、この議案についての討論を終わります。

最後に、議案第80号 吉浜交流館の指定管理者の指定について反対の意見を申し上げます。

高浜市吉浜公民館の設置及び管理に関する条例に定められている住所と、高浜市やきものの里かわら美術館・図書館の設置及び管理に関する条例に定められている高浜市吉浜公民館図書室の

住所は同じです。1つの公共施設に2つの事業者が指定管理を行っていることは好ましくありません。今のやり方がふさわしいとこども未来部長から答弁がありました。なぜふさわしいのか説明いただきましたが、全く理解できませんでした。

また、吉浜公民館は、来年4月1日より吉浜公民館から吉浜交流館に名前は変わりますが、指定管理者は同じ高浜市総合サービス株式会社です。施設名が変わるだけなので、令和元年から4年度までの指定管理者制度の検証結果については掲載して何ら問題がありませんし、掲載されなければ、この事業者が指定管理事業者としてふさわしいのかも分かりません。

また、これまで吉浜公民館では、自主事業としてソフトピラティスの1講座のみが開催されていたということですが、これについても広報やホームページでのアナウンスもなかったようです。吉浜公民館活動運営委員会が解散となり、文化祭も終了となりましたが、本来、指定管理事業者が行う事業ではなかったでしょうか。また、吉浜公民館の中にある吉浜図書室はシルバー人材センターの方が窓口対応しているということでした。それであれば吉浜公民館の管理者が吉浜図書室の業務を兼務で行うことはできるはずです。

吉浜交流館は災害時には避難所としての機能も備える大事な公共施設です。災害時に指定管理者としてどのようなことを行っていたのか全く分かりませんでした。何度も繰り返しになりますが、民間のノウハウを使ってどのように具体的な市民サービスが提供されるのか、また、経費の節減ができるから、この事業者に指定管理の指定をしますという説得がなければ、これらの議案については賛成できません。

高浜市としていま一度全ての契約についての見直しが必要です。指定管理の指定については市民にとってどのようなメリットがあるのか、議員にだけでなく、市民にも説明責任を果たしてください。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、1番、橋本友樹議員。

〔1番 橋本友樹 登壇〕

○1番（橋本友樹） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第67号、議案第74号及び議案第77号から80号の指定管理者の指定について、市政クラブを代表いたしまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

これらの6議案、13の施設の管理、これはそれぞれの管理者が今までもしっかりと管理運営をされてまいりました。これまでの実績、そして過去管理されてきた知見、それを生かして今後もさらなるよりよい管理をしていただけるものとお任せして問題はないと考えております。

議案第77号、みどり学園をお任せする社会福祉協議会さんや、議案第79号のたかはまスポーツクラブさんなど、専門的な知識、経験、そして資格等を有しておられます。そんなことから指定管理者として最適であるというふうに考えております。

そして、議案第74号 高浜市南部ふれあいプラザ、高浜市南部第2ふれあいプラザについて、先ほどからこの2つの施設については、南部の地域に2つの施設が要るのか。今御承知のとおり、南部ふれあいプラザのほうは耐震性がないということで使用ができない状態であるのに、本当に必要なかというような議論もございました。しかし、この2つの施設は設立された経緯、そして使用されている目的というのにも少し違いがあると考えます。第2ふれあいプラザのほうは、もともと南部公民館であり、公民館として使用されていた貸館としての機能というものが大半であり、地域の皆様が気軽に使える場所としての機能がございました。一方、ふれあいプラザ、これは設立された経緯、これは現在指定理者である高浜南部まちづくり協議会さんの設立と同時期のことではございますが、設立した経緯というのが住民自治、地域行政の拠点として設立されたという過去がございます。

御存じのように南部まちづくり協議会さん、これは本市において最初にできたまち協であり、本市が目指すべき住民自治、地域共生のまちづくり、目標たる将来像に向け、現在もしっかり運営管理されており、今後も指定管理者としてお任せするのに適していると考えます。

よって、これらの指定管理者を指定することについて賛成とさせていただきます。

〔1番 橋本友樹 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、10番、北川広人議員。

〔10番 北川広人 登壇〕

○10番（北川広人） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第75号 高浜市役所出張所設置条例の廃止について、賛成の立場で市政クラブを代表して討論をさせていただきます。

出張所の閉鎖ということでの条例の廃止であります。閉鎖は市民サービスへの低下と言われる方もみえると思います。しかしながら、利用率の低い市民サービスは、そこにかかる職員の負担や経費に対し、過剰なサービスとなっていることも考えなければならないというふうに思います。今後様々な証明書なども書類が不必要となり、減っていく時代がやって来ております。整理できるところは整理し、いきいき広場の本来の姿に注力すべきであると考え、賛成とさせていただきます。

また、マイナンバーカードを持ってない方はどうするんだとか、あるいはコンビニで謄本や抄本が取れない。

〔不規則発言あり〕

○10番（北川広人） 何ですか。

○議長（杉浦康憲） 私語は慎んでください。

○10番（北川広人） 今からの時代は、先ほども言ったように、証明書をマイナンバーカード等でひもづけて、全てそれで済ませる、そういう時代はやって来ておるんです。ぜひその部分を理解して、高浜市はなぜじゃ、今謄本や抄本がコンビニで取れるようにしないのかということ、当

然その先が見えているからなんです。その先に……。その先には何があるかという、ここであえて余分なお金を使って、そしてシステムの変更をかけても、その後この証明書はもう要りません、あの証明書はもう要りませんという時代がすぐそこまで来ているからなんです。そこを見込んだ中での話であります。少しの部分には御迷惑、御不便をおかけするところもあるかもしれませんが、それはしっかりと周知をすることによって改善ができると思います。いち早いこのサービス停止のお話を市民一人一人に分かりやすく説明をしていっていただくことをお願いを申し上げ、この議案第75号に対しての賛成の討論とさせていただきます。

〔10番 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 10番、北川議員。

○10番（北川広人） すみません、今、私は不穏当な言葉を発しましたので、会議録から削除していただくとともに、この場にておわびを申し上げます。

○議長（杉浦康憲） それでは、今、北川議員から取消しの申出がありましたので、取消しを認めます。

会議を続けます。

○議長（杉浦康憲） 次に、13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第76号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

宅老所こっちゃんの活動場所がいっぷくになるという条例ですが、利用者の方々の要望を聞いた上での条例改正であるとお聞きしました。宅老所の利用については、いきいきクラブ会員以外の方へは社会福祉協議会のホームページのみの周知にとどまっていることから、周知方法の改善が必要です。現在、こども家庭庁が設立され、子ども・若者支援施策について各自治体が取組を行ってきております。

高浜市では、来年度からようやくこども家庭センターが設立されるとお聞きしていることから、今後は高齢者の居場所だけでなく、子供、若者も含めた全世代の方々の居場所づくりも必要です。高齢者だけではなく、今後は誰もが参加し、様々な交流ができるようにシフトしていただけるようお願いし、討論を終わります。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 討論の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論の前に、先ほどの北川議員の発言取消ですが、皆さんにお諮りしたいと思います。

北川議員の御自身の不穏当な発言取消について御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なし認めます。

改めて取消しを認めたいと思います。

討論に入ります。

続いて、補正予算の討論を行います。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第81号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について、反対いたします。

まず、顧問弁護士委託料が増額していることについて、総括質疑や総務建設委員会でいろいろお伺いし、答弁をいただきました。まず、現在特定任期付職員として、弁護士が顧問弁護士とは別に2名いることから、なぜこのように費用が増額するのか理解できません。答弁の中で、この特定任期付職員が訴訟の答弁書、準備書面の作成、資料の収集を行うとありました。これらの業務は訴訟を請け負った弁護士の仕事であることから、特定任期付職員の弁護士が行うことはあり得ません。

また、職員と弁護士の間の中立もしていると答弁がありましたが、職員が弁護士に直接話ができないのでしょうか。あまりにも不思議です。特定任期付職員を2名も雇用したのですから、今後は顧問弁護士の雇用や訴訟の代理人も必要ありません。もし弁護士の意見を聞きたいのであれば、単発で幾らでも相談できます。

市有バス運転業務委託料が30万8,000円計上されております。児童クラブのために民間のバスを使用するための予算計上、それが予備費も使った分も含めると237万7,000円、そして今回の委託料を足すと総額268万5,000円になります。一般質問でも申し上げましたが、児童クラブが民設民営であれば、この委託料は必要のない費用となります。また、わざわざ学区を越えた場所に児童が移動することはデメリットばかりであることから、学校施設を利用して児童クラブを行うべきでありますし、そのように運営を行えばバスの委託料はなくなることとなります。

そして、今回の補正予算の大半を占めているのが民生費の増額です。障害者自立支援給付事業1億7,147万8,000円をはじめとする障がい者住宅、施設介護費の増額補正、子ども医療事業4,595万2,000円をはじめとする各医療費の増額です。民生費については今後増える一方であることは誰もが知るところであります。多少の予算を補正することは致し方ありませんが、当初予算で今後の伸び率をしっかりと把握し、計上していかなければなりません。今後の当初予算計上に当たっては、予算の組み方について一から見直す必要があります。

最後に、図書館の機能移転にかかる経費について、また再び補正予算が計上されました。6月の確認申請時、県から対応が必要であると指摘を受けたことから発生したバリアフリーに対応する工事費ですが、バリアフリーについては昨年度より県から指摘されてきたことです。確認申請を提出したとき、バリアフリーに関する申請書を提出しなかったのでしょうか。用途変更した場合、バリアフリー法に基づく改修が必要でなかったとしても、申請が必要であると私は県から聞いております。用途変更に係る確認申請を委託していることから、委託業者はそれについて何も指摘しなかったのでしょうか。なぜこのような事態になったのか検証してください。

そして美術館・図書館は既に7月から開館しております、9月議会で判明した多目的トイレの改修、そして今回の引き続きのバリアフリー工事を行う必要があるのであれば、現在美術館・図書館は違法建築物であります。あまりにも情けない状況であると言わざるを得ません。

以上で反対討論を終わります。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、3番、神谷直子議員。

〔3番 神谷直子 登壇〕

○3番（神谷直子） それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して議案第81号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について、賛成の討論をさせていただきます。

今回の補正で計上されている文書管理費の訴訟等業務委託料は、今年度4件の判決があり、今後も控訴審や上訴が起こる可能性があります。これらに対しても上訴などがされる場合は、契約の際に支障を来す可能性があるため、当然必要な経費であると考えています。

また、公用車管理事業に市有バス運転業務委託料が計上されています。これは全世代楽習館が一時的に移転することに伴い、楽習館児童クラブ送迎利用時間分の委託料不足分を計上するもので、楽習館児童クラブの活動を継続的に維持するために、子供たちにとって必要な経費であります。

戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務事業は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム修正費で、外国籍の方の多い当市では必須です。

地域福祉推進費及び介護保険推進費は、障害福祉サービス等報償及び介護報酬改定に伴うシステム改修費で、当然必要な経費です。

また、商工業振興事業、こちら物価高騰や燃料費価格上昇の影響により、中小企業の経営が悪化し、融資を必要とする人が増えたことや、コロナ融資のゼロゼロ金利の返済が始まる事業者が多くなり、借換えによる融資の増加に伴い、信用保証料補助金を増額しています。こちらは市内の中小企業を支援するために当然必要な経費となります。

そのほかに生活道路新設改良費の道水路維持管理事業は、道水路の経年劣化などによる修繕を

行う工事請負費が計上されており、道水路を常時良好な状態に保つためには必要な経費です。

最後に、医療費の利用者の増加や受診件数の増加等に伴い、扶助費等を増額するため、こちらの扶助費も本当に必要な経費です。コロナ禍が続き、医療費の予算については、当初予算では想定できなかったことが理解できます。ですが、しっかりと当初予算で予算化していくことをお願いを申し添えておきます。

以上、これらのことから本議案には賛成とさせていただきます。

〔3番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 続いて、陳情についての討論を行います。

12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、名古屋市熱田区沢下町9-7、愛知自治体キャラバン実行委員会代表、森谷光夫氏提出の陳情第15号及び陳情第16号、名古屋市昭和区妙見町19-2、愛知県保険医協会理事長、荻野高敏氏提出の陳情第17号、名古屋市北区黒川本町2-11-1、愛知県原水爆被災者の会理事長、金本弘氏提出の陳情第18号について、日本共産党を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

陳情第15号、第16号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、物価高騰等により家計が圧迫して、子育て世帯や高齢者には厳しい生活となっております。18歳年度末までの入院医療費無料化は、近隣市では既に実施されていますが、高浜市では15歳年度末までです。18歳年度末までの医療費無料化、そして、全国的に拡大してきている学校給食費の無償化といった子育て支援や低所得者への介護保険料、利用料の減免、障害者控除対象者認定書の自動送付などの福祉施策の充実等を求める本陳情には賛成いたします。

次に、陳情第17号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情について、岸田首相は、今月12日、マイナンバーのひもづけの誤りに関する総点検が完了したとして、健康保険証を予定どおり来年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化することを政府の総点検本部で表明しました。誤って登録されていた公的情報は1万5,907件で、このうち健康保険証が8,695件と半数以上でした。保険診療を大混乱させたことへの反省はありません。医療機関で保険資格の確認にマイナ保険証が使用された比率は毎月減りつつあり、今や全体の5%未満です。国民の信頼を失ったマイナ保険証への一本化はやめるしかありません。首相は、保険証の廃止についてこれまで国民の信頼回復が前提と繰り返してきましたが、不安払拭には程遠い状況です。

そもそも今回の作業は総点検と言いながら、対象を限定した不十分なものです。マイナンバーとひもづいた個人情報全てに登録の誤りがないかを調べたわけではなく、ひもづける際の手順に間違いがあったことが判明した分だけが対象でした。調査対象にならなかったひもづけでも誤った情報が登録されていた事例が見つかっています。保険証廃止後はマイナ保険証を持たない人全

てに健康保険の資格確認書が交付されます。一方、マイナ保険証の保有者には自分の保険資格を簡単に確認できるよう、資格情報のお知らせが送付され、医療機関の窓口でマイナ保険証を読み取れない場合に提示してもらうとのことです。現行の保険証をそのまま存続されればいずれも不要です。

高浜市ではトラブルが起きていないとのことですが、今後も起きないとは言えません。不安が払拭されていない現状において、現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出は必要であり、それを求める本陳情には賛成いたします。

次に、陳情第18号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情について、ニューヨークの国連本部で11月27日から開かれていた核兵器禁止条約第2回締約国会議が今月1日、政治宣言や活動方針などを採択して閉幕しました。今回はロシアやイスラエルが核兵器使用の脅迫を行い、他の核保有国も核戦力の維持、強化を図るなど、重大な逆行の下で開かれました。それだけに締約国会議が核兵器廃絶への力強い決意を示したことは大きな意義があります。全会一致で採択された政治宣言は、核リスクの増大と危険な核抑止の永続化を傍観しないと述べ、現在及び将来の世代のために、核兵器のない世界を実現するために不断に努力すると表明しました。

政治宣言は、核兵器の使用とそれによる威嚇は、国連憲章を含む国際法違反であるとして、明示的であれ、暗示的であれ、核兵器によるいかなる威嚇も明確に非難しました。これは今日の情勢に照らして特に重要です。ロシアへの姿勢に差はあっても3か国は一致し、緊迫感を持って核使用、威嚇の違法性を訴えました。禁止条約は世界の反核世論と結んで、核保有国の手をきつく縛っています。

条約の条文に基づく活動も着実に進んでいます。被害者支援と環境修復について定めた第6条と第7条に関して、締約国による支援や修復の計画策定、実行、そのための国際協力などが確認されました。条約に参加していない国も6条と7条に基づく活動には協力できるはずですが、締約国会議にオブザーバー参加したドイツは、これらの活動に関わっていく手段を模索していると発言しました。唯一の戦争被爆国の日本が協力するのか、拒むのか、その姿勢が問われます。米国の同盟国も含め、35か国がオブザーバーとして会議に出席したにもかかわらず、日本政府がかたくなに参加に応じず、対応を拒否することに道理はありません。会議でも日本の姿勢に不信の声が上がりました。岸田政権は恥ずべき態度を改め、核抑止力論の呪縛を断ち切り、一刻も早く核兵器禁止条約に参加すべきです。

よって、核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書提出を求める本陳情には賛成いたします。

以上をもちまして賛成討論といたします。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、3番、神谷直子議員。

〔3番 神谷直子 登壇〕

○3番（神谷直子） 議長のお許しを得ましたので、陳情第15号、第16号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情に対し、市政クラブを代表しまして反対の討論をさせていただきます。

国保の改善については、国民健康保険料は国民皆保険、つまり国保制度を運営するための財源として必要な金額を御負担いただいているもので、財政運営が安定かつ円滑に維持できる適正な税率を算定して額を決定しています。持続・継続するためには必要な経費でございます。減免制度について、国・県の動向及び国保財政の実態を踏まえて適切に対応していく必要があると考えています。また、一般会計から繰入れをすることにつきましては、法令等の規定に基づくルールに基づいて繰入れを行うことが原則でございます。

税の徴収、滞納問題の対応ですが、税の徴収、滞納問題への対応などについて差押えが禁止されている財産の差押えや、実情に応じて納税緩和の措置を適用することは当然のことです。しかし、法の範囲での徴収はしていくべきであると考えています。

限られた財源の中で持続可能な制度として、まずは現行制度を維持・継続させていくことが課題だと考えています。これ以上の拡大については現時点では慎重に検討すべきであると考えます。

また、自治体のDX推進について、住民の福祉の増進と人権保障のためとありますが、そんなことは当然のことであり、全ての事業の大前提であると考えています。

福祉施策について、例えば介護保険料、利用料などを引き下げよとありますけれども、今後社会保障費の増大、これは間違いなく増えていくものです。そんな中で、財源の確保もなく、担保もなく、簡単に保険料、利用料を下げよということは、介護保険制度の維持という面でも無理だと、不可能であると考えています。

以上をもって、この陳情第15号、第16号には反対の意見とさせていただきます。

〔3番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 陳情第17号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情について賛成いたします。

現在マイナンバーカードは普及してきておりますが、マイナンバーカードについては交付を受けることさえできない国民がいます。マイナンバー発行の際には、発行したい意思がなければできません。知的障害のある方や認知症の方の中には意思表示ができない方もお見えですし、代理で申請しようにも委任状が記入できない方もいらっしゃいます。また、高齢者の入所施設でサービス付き高齢者住宅や特別養護老人ホームなどに入所している方は保険証を施設に預けます。な

せなら入所施設の中で高齢者が診察を受けたり、施設の職員が受診できるように手配したりするからです。しかし、現行の保険証が廃止されてしまうと、施設がマイナンバーカードのパスワードの管理までしなければならず、施設の負担となります。当面マイナンバーカードと保険証の両方が使えるようにしなければ社会的弱者は置いていかれます。

また、マイナンバーカードを所有していない方は、来年9月から資格証明書が発行されます。保険証の発行であれば、自治体職員もこれまでの経験や能力が培われていることから、特に負担が増えることはありませんが、資格証明書の発行はさらなる自治体職員の業務の増加と負担につながります。資格証明書を発行するのであれば、引き続き現行の保険証を利用できるようにすればいいことです。

また、マイナンバーカードのメリットについて委員会で議論になりましたが、政府が強調するマイナ保険証の一体化によるメリットは、医師や患者にとっては限定的であります。なぜなら大きな病気をしたことがありますかと聞かれれば、10年前だろうが、20年前の大病だろうが、口頭で伝えることになります。例えば10年前に胃がんで胃を全摘出しましたという方は、やはり医療機関でそういったことを口頭で伝えると思います。しかし、マイナ保険証で医師が閲覧できるのは、診療、薬剤情報が3年分、特定健診情報が5年分と限定されます。しかも診療、薬剤情報が反映される時間は最短で1か月半かかります。1か月半の間にほかの科へ受診することも十分あるのではないのでしょうか。また、病歴や既往症、障がいなども全部分かってしまうため、自分の情報をコントロールする権利があまりにないがしろにされているとも言えます。

よって、現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出に賛成いたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、10番、北川広人議員。

〔10番 北川広人 登壇〕

○10番（北川広人） それでは、議長のお許しをいただきましたので、陳情第17号「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情、この陳情に対しまして、市政クラブを代表して反対の立場で討論をさせていただきます。

委員会の中でも触れさせていただきましたけれども、この陳情の最も問題があると思われる点は何かというところ、マイナンバーカードと健康保険証のひもづけの中で、残念ながら人的ミスが多々発生したというところでもあります。何のためにマイナンバーカードと健康保険証をひもづけするのか。その後国民が得られるサービス、健康、命に関わるそういった部分に対してのサービス、これが受けられなくなるというところは一切考えてない陳情だと言わざるを得ません。今医療機関等で使われているマイナンバー受付という形で受付をした場合に、確かに直近のものはなかなかデータ化されておられませんので見ることはできません。しかし、専門家が見ればどのような形で、その方の健康がどのような流れで今維持されているのか、今それが維持されていないの

か、そういったものは十分に把握ができます。だからこそ専門家なんです。そういったところをきちんと国民の方々が理解をしていただければ、ぜひマイナンバーカードとのひもづけをしていこうと、こちらのほうで受付をしていこうというふうに思うに決まっていると思います。

先ほど様々な弱者の方のお話がありました。マイナンバーカードをつくることができない方、つくるのが難しい方、その方たちを救ってあげればいけないじゃないですか。健康保険証とのひもづけのことではない話であります。

それから、様々なセーフティーな部分を医療機関あるいは薬局、そういったところは持っています。見た情報に関しては24時間で全て情報は消えます。その医療機関や薬局のサーバーにすら残りません。そういう対策が全部してある中で患者の皆さん方にしっかりとしたその方々のための健康のためのお仕事を皆さんはされていること、これについてはしっかりとここで言わせていただきたいと思います。

最後になりますけれども、やはり有効な形で、有益な形でしっかりと使われていくこと、これが最も重要であるというふうに考えるので、この陳情には反対をさせていただきます。

〔10番 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、陳情第19号 「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」の提出を求める陳情について、日本共産党を代表して反対の立場で討論させていただきます。

パンデミック条約と国際保健規則（IHR）改正案については、現在交渉用の文案が出され、それをめぐって各国政府とステークホルダーが意見、主張を出し合っている最中です。したがって、確定した成文がない現在の段階において、内容に関する評価を述べることはできませんが、世界的な健康危機が起こり、多くの低所得国が置き去りにされた痛苦の経験を踏まえ、妨害や困難を乗り越えて、世界の人々を新興・再興感染症から守るための実効ある条約・規則が策定されることを望むものです。

本陳情の趣旨に、現在WHOのウェブサイト等で公開されている内容が3点挙げられて、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的な人権や国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念されるとあります。しかし、国連憲章とWHO憲章に基づいて策定される国際協力の枠組みづくりの条約によって、各国の主権が侵害されたり統治権が奪われたりすることなどあり得ません。実際パンデミック条約の交渉用テキストにも、各国政府の主権の尊重と内政への不干渉は明記されております。また、医療行為などについては、一般的な防疫措置と国境措置のルールを整備したものであり、加盟国の内政に干渉するものとはなっておりません。

内容についてはまだ策定途上ですが、パンデミック条約の交渉用のテキストにもあるとおり、国家主権の尊重、内政不干涉、国際連携促進の原則の下、将来のパンデミックに際して、低所得国が当該感染症の治療薬、ワクチン等の公平な供給を受けられるよう、技術、ノウハウの移転、生産能力の強化、病原体の情報へのアクセスと利益配分に係るルールを定める方向で交渉が進められているものと思われます。

さらに本陳情の趣旨には、日本ではこれらの草案の内容や交渉過程が国民に十分周知されているとは言い難い状況にあるとも書かれています。しかし、条約のテキストを練り上げる政府間交渉会議（INB）の審議は、WHOのウェブサイトですべて閲覧できるように中継され、録画もアップロードされるなど極めて透明性の高い形で開催されております。

日本国内においてパンデミック条約と国際保健規則改正案について虚偽情報を垂れ流している人物の多くは、同時に反ワクチンの虚偽情報を流している人物でもあります。これまでワクチン接種を推奨する行政機関や医療関係者を製薬大企業の手先などと言って攻撃してきた人物たちが、この間、国際製薬大企業と声を一にして条約阻止を訴えているのは滑稽な構図であるとはしか言えません。国民の命を奪うことにもなりかねない荒唐無稽なデマ情報に惑わされることなく、条約案、規則改正案の策定に向けた審議の状況を今後注視していく必要があります。

よって、日本共産党として本陳情には反対といたします。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第67号 高浜市三高駅西駐車場の指定管理者の指定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 衣浦衛生組合規約の変更について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めま

す。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 高浜市職員定数条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 高浜市南部ふれあいプラザ及び高浜市南部第2ふれあいプラザの指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 高浜市役所出張所設置条例の廃止について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 高浜市中心身障害児福祉施設みどり学園の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 高浜市女性文化センター及び高浜市春日庵の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 高浜市スポーツ施設の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号 高浜市吉浜交流館の指定管理者の指定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について、各常任委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 令和5年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について、総務建設委

員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 令和5年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第15号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、陳情第15号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第16号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、陳情第16号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第17号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求める陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、陳情第17号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第18号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の

起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、陳情第18号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第19号 「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書」の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[起立なし]

○議長（杉浦康憲） 起立なしであります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、陳情第19号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第2 議案第88号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第88号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

なお、別添の参考資料3ページから7ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、子育て世帯のさらなる経済的負担軽減及び次世代育成支援の観点から、出産被保険者の産前産後期間に対して課する国民健康保険税の所得割及び均等割について免除措置を講じるための改正であります。

改正内容では、第23条に第3項を追加し、第1号では、国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額について、第2号では、国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額について、第3号では、国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、第4号では、国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、第5号では、国民健康保険の出産被保険者に係る介護納

付金課税額の所得割額について、第6号では、国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額について、それぞれ免除額を定めるものであります。

免除額は、出産被保険者に係る国民健康保険税の12分の1の額に、出産予定月の前月、多胎妊娠の場合には三月前から出産予定月の翌々月までの期間のうち、当該年度に属する月数を乗じて得た額となります。

次に、第24条の3の第1項では、出産被保険者に係る届出について、納税義務者及び出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号、出産の予定日、単胎妊娠または多胎妊娠の別など、必要事項を記入した届書を添付書類とともに提出することとしております。

第2項では、届書への添付書類として、出産の予定日を明らかにすることができる書類、多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類等を定めております。

第3項では、届出は出産予定日の六月前から行うことができるとし、第4項では、市長が当該出産被保険者について、第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認できる場合は、当該届出を省略することができる旨を規定しております。

なお、附則第1項におきまして、この条例の施行日を令和6年1月1日からとし、附則第2項において、この条例による改正後の高浜市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） ちょっと質問がたくさんありますので、答弁漏れのないようにお願いしたいかなと思います。

低所得者減税で、既にもう7割軽減が適用されている方がお見えかと思うんですけども、こうした方に対して産前産後4か月の免除措置というのはどのように適用されるのかということについて。そして、そうなる算定方式がどうなるのかということなんですけども、既にもう7割軽減が適用されている方というのは、最大で年間何割軽減になるのかということについてお示しいただきたいということです。

次に、例えば産前産後の免除の対象期間が来年4月から7月の4か月、そうなった場合、7月15日に他市へ移動した場合、この免除期間はどのようになるのかについてもお示してください。

それから、これ、制度の周知が難しいと思うんですけども、制度周知の考え方についても教えていただきたいと思います。

それから、多胎妊娠の場合が単胎妊娠に比べて免除期間が2か月多いということなんですけれ

ども、この2か月の考え方とかその理由についても詳しく教えていただければと思います。

それから、この産前産後免除措置については所得制限があるのかどうか確認したいということと、あと、課税限度額を大きく上回る場合は免除を受けられないケースはあるのかどうか、そこもちょっと確認したいと思います。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、まだたくさんありますか。

○13番（倉田利奈） あと2つあります。

○議長（杉浦康憲） あと2つ。1回ここで切ります。

市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） まず1点目、軽減がかかっている方、7割の方がどうなるかというところがございますけれども、基本的には低所得軽減適用者は、軽減後の被保険者均等割額から免除をするということで、7割軽減をしてからこういった形の4か月分とか6か月分の軽減をされます。7割軽減の方が年間幾らかというところがございますが、まず所得割につきましては、すみません、7割軽減は所得割はございませんけれども、均等割につきましては、現状軽減がない方が医療分が2万9,300円、後期支援分が9,900円、介護部分が1万2,400円のトータル5万1,600円という形になります。これに7割軽減の該当者の方は、国保の分が医療分が8,790円、後期高齢分が2,970円、介護分が3,720円、合わせまして1万5,480円となります。この1万5,480円に単胎の妊娠であれば4か月分軽減がございますので、軽減額が5,160円、納めていただく税額が1万320円という形になります。

次に、令和6年7月15日と言われたと思いますけれども、そういった方々がいつの分が軽減の対象になるかというところですが、先ほど提案で申しましたように、出産予定月の前月から出産予定月の翌々月となりますので、6月、7月、8月、9月、こちらの税が軽減をされます。

周知の方法でございますが、周知の方法は1月1日の広報に掲載をする準備をしております。

あと、多胎の2か月の考え方というところがございますけれども、基本的に単胎の方よりも負担が大きいというところで、2か月延長ということで国のほうは示しております。

所得制限はあるのか、ないのかというところですが、所得制限はございません。

あと限度額の方のところですが、基本的には限度額が所得割のところに入ってまいりますので、そういったところでカウントはされていくという形になります。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 先ほどちょっと少し私の聞き取りが正しければということなのですが、まず1つ目、7割軽減の方が最大何割軽減になるのかというところがございますが、7割軽減しているということは残りが3割ですね。その12分の4か月分が軽減されますので、さらに1割軽減されて、8割が軽減されていくということになると思います。

2問目のところ、4月から7月にその対象になった場合に、7月15日に他市へ出ていかれた場合はどうなるのかというふうにお聞きしたんですが、国民健康保険というのは月末にどこにいるかということ等が大事になってきますので、4月から7月ということでは、6月までが本市の対象で、7月は他市の対象ということになります。

最後のところで、課税限度額の話なんですが、課税限度額の方も一応軽減するという計算をしていくんですが、それでも課税限度額を超えている方は負担軽減、免除はされないということになります。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、残り2問お願いいたします。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 例えば出産予定月と出産月が異なる、例えばよくあるのが早く、切迫早産とかで生まれちゃったとか、そういうこと、いわゆる想定外のことがあった場合はどのように対応されるのかということと、あと、今回のこの免除措置ということで、これに係る財源というのは全て国負担になるのか、それとも市の負担が出てくるのか、どのような形になるんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 出産予定日と出産日が当然ずれるということはございますので、基本的には出産日というところから積算をさせていただいて、4か月というのは変わりませんので、4か月の免除が受けられるというところでございます。

あと、財源でございますけれども、こちらの財源につきましては公費ということで、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1という状況になります。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すみません、今の答弁でいくと、出産後4か月ですよということは、例えばすごく早く生まれちゃった場合というのは、結局生まれてから4か月ということでよろしかったんですよねというところの確認と、それから、ちょっと残念ながら亡くなっちゃったとか、そういう場合もあるかと思うんですけれども、そういった場合はどのような形になるんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 出産予定月と出産月が異なる場合、これは事前に届け出た場合に限るんですが、そういった場合は改めて保険料の賦課をやり直すということは世帯主さんに非常に負担がかかりますので、基本的には届出時点の出産予定月を基準として計算すると。なお、世帯主から、それでも出産日で計算してくれといったような依頼があった場合は、改めて計算し直すということになると思います。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） もう1点のところでございます。対象とする出産でございますけれども、こちら妊娠85日以上分娩と定義をされております。死産、人工妊娠中絶も含む流産、早産の場合にもこの対象となります。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第88号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第88号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 日程第3 議案第89号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第8回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第89号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第8回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,866万7,000円を追加し、補正後の予算総額を178億

8,790万6,000円といたすものであります。

20ページ、21ページお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠が追加されたことに伴い、増加いたすものでございます。

22ページ、23ページお願いいたします。

歳出について申し上げます。

3款1項24目価格高騰重点支援給付金（追加分）支給事業費は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による家計の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を支給いたすものであります。主な内容は、委託料としてシステム開発業務委託料498万1,000円、交付金として価格高騰重点支援給付金（追加分）2億1,000万円などを計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第89号は、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 御異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第89号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 日程第4 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会にて、調査・研究・検討されております今後の議会及び議員の在り方等につきまして、高浜市議会会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可いたします。

10番、北川議員。

〔議会改革特別委員長 北川広人 登壇〕

○議会改革特別委員長（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、議会改革特別委員会の御報告を申し上げます。

今年度は7月7日の第35回委員会をスタートとして進めてまいりました。第35回では、今年度議会改革特別委員会で取り上げるテーマについて話をさせていただきました。

まず、前期からの積み残しである総括質疑の通告制について、議員報酬について、政務活動費についてをテーマとして取り上げていく。

次に、各派代表者会議で議論された各種申合せ事項についてから、請願書・陳情書について、関連質問について、政務活動費の運用基準についてを議会改革で議論してほしいとの要望がございました。

また、事前に各会派から御意見をいただき、出されたテーマを取り上げるかどうかと、取り上げることに決定したテーマに優先順位をつけて進めるということになりました。

7月21日に開催された第36回委員会では、各会派から出されたタブレットの活用について、陳情について、議会ホームページについて、常任委員会視察の在り方について、常任委員会の動画配信について、広報・広聴委員会の在り方について、政務活動費の費用について、正副議長選挙への立候補制導入について等のテーマから、総括質疑の通告制について、議員報酬について、政務活動費についてをテーマとして取り上げて、逐次進めていくことに決定をいたしました。

総括質疑の通告制については、9月定例会での本格導入を目指し、決算委員会の委員会運営も含めて、その運用について議論を進めて決定をいたしました。

次に、議員報酬については、議員個人の考え方を聞かせていただき、議長より市長に議会ではこんな議論がされていると伝えていただくこととなりました。

次に、タブレット端末の新規リースの開始に伴い、議員負担金の金額をどうするのか、政務活動費の金額にも関わることであり、様々な意見が出された中、議員負担分を現行の2,000円から3,000円にすることに決定をいたしました。

なお、政務活動費の金額に関しては、次回以降で議論することとなりました。

8月18日に開催された第37回委員会では、総括質疑の通告制について、議会運営に関する申合せ事項の改正を決定いたしました。その内容は、申合せに総括質疑についてを追加し、通告書の受付を規定し、定例会開会2日目の午後5時までとしております。通告書の提出は本人が事務局

に持参することを原則とするが、メール等による提出や会派単位での提出も可能とするということになりました。

質疑の順序についての規定は、1議案ごとに挙手をして議長の許可を得るものとする。また、先挙手者と認める者から指名するとしております。質疑は自席で行い、質疑回数は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときはその限りではないとしております。

また、補正予算案については、歳入と歳出で分けて行い、それぞれの質疑について2回までとしております。

さらに無通告者の発言については、委員会における質疑を活発にするため、発言は行わないとしております。

次に、予算決算委員会の運営については、一般会計全体に対する質疑を行い、疑義を解明することで、委員会の中である程度の共通理解を持てるのではないかという考えであります。その後、歳入の款ごとに質疑を行った後、歳出の款ごとに質疑を行うとしております。

次に、議員報酬については、議長から市長に面談していただいた件の報告をいただきます。定例の報酬審議会は当初予算編成に間に合うスケジュールで開催をされること、市長が報酬審議会からの答申を予算化する意思があるということという報告を受け、その答申を待ってから、議会のどこかで議員各位の意見を出していただくか、決定していくとの確認をいたしました。

また、広報・広聴委員会の報告を副議長からいただきました。その内容は、議会報告会を開催していく方向で議論が進んでいるというものであります。

9月8日に開催された第38回委員会では、政務活動費の金額についての議論がされました。タブレット端末の議員負担分を3,000円と決定しておりましたが、政務活動費の金額の議論の中で、負担額を元の2,000円に戻してはどうかとの意見があり、異議なしで決定されました。

また、政務活動費の金額に関しては、上げるという御意見もありましたが、挙手多数で現状維持と決定されました。

10月2日に開催された第39回委員会では、政務活動費に係る運用基準等の見直しについて議論がなされました。用途については、電子書籍等やクラウド等、パソコンやプリンター等の話が出ましたが、購入の方法もサブスクリプションなどもあり、資産として見られるとの懸念や議員引退後の取扱い等もあり、結論は出ませんでした。次回に持ち越しとなりました。次回は電子書籍等について、サブスクリプションについてを議論することになりました。その後は議会タブレットの更新についての説明をまいりました。

11月7日に開催された第40回委員会では、サブスクの取扱いに対して議論がなされました。いわゆるサブスクに対する理解の差もあり、なかなか議論が進んでいみせんでしたが、取りあえず次回には書籍等、ソフト・アプリ等、仮想空間等の利用料の3つに分けて、利用料を政務活動

費の使途基準に入れられるか、また、そのときの議員の個人負担なども意見を持ち寄っていただくことで終わりました。

次に、備品の購入についての議論であります。備品と消耗品の考え方や、金額ベースでの考え方、市民目線ではどうなのかなどの様々な意見が出されましたが、結論には至りませんでした。次回はサブスクについては基本的に充当可とするが、どのように運用するのか、備品については充当するか否かを検討し、充当を可とした場合の課題の対応を検討することとなりました。

次に、運用基準の見直しについての議論でしたが、現時点で各派会議が開催されていないことから、各派会議の部分を削除することで全会一致で決定されました。

12月12日に開催された第41回委員会では、サブスクには様々なサービスがあり、その理由も様々な形がある中での協議でありましたが、雑誌見放題のようなものの利用に関しての政務活動費の支出割合については半額と決定されました。区分は資料購入費と決定されました。政務活動と私的活動とをしっかりと分けること、市民目線をきちんと感じながら活動していくこと、それを踏まえた中での決定であります。

次に、アプリ・ソフト等についての協議は、幾つものパソコンなどにダウンロードできる可能性もあるサービス利用が存在するなど、難しい判断ではあるが、政務活動費の支出割合は半額と挙手多数で決定されました。区分については資料作成費と全会一致で決定されました。

次に、政務活動費を備品の購入に充当することを可とするかの議論がありました。消耗品と備品の差や市民目線を含めて、資産として残るようなものをどう考え、扱うのか、金額ベースで考えるべきなのか、様々な意見が出ましたが、備品については購入金額に関係なく、資産として残るものを対象として政務活動費を充てることは不可と決定されました。

次に、広報・広聴委員会からの報告を副議長からいただきました。議会報告会を来年2月ぐらいを目途に、まちづくり協議会さんの御協力いただきながら、学区単位で開催する方向で進んでいるというものであります。

以上が議会改革特別委員会の報告になります。

なお、会議録は議会ホームページあるいは議会事務局にもございますので、御確認をいただければと思います。

最後になりますが、委員会では様々な決定をしてきましたが、特別委員会での決定であり、議会運営上では、議会運営委員会等での最終決定が必要となるものがございますので、御了承をいただきたいと思います。

以上で議会改革特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

〔議会改革特別委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの議会改革特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） どうもお疲れさまでございました。

令和5年12月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る11月30日から本日19日までの20日間にわたり開催をされました12月定例会におきまして、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、議案23件につきまして、全案件とも原案どおり御意見あるいは御可決を賜り、ありがとうございました。

御審議の過程でいただきました建設的な御意見、御提案に関しましては、今後の予算執行及び現在進めております令和6年度の当初予算編成の参考とさせていただきます。

また、低所得世帯を対象とした1世帯当たり7万円の価格高騰重点支援給付金の追加分の支給につきましては、速やかに事務を進めてまいります。

気象庁によりますと、今年の3月から5月、6月から8月、9月から11月のそれぞれの日本の平均気温は、1898年の統計開始以降で過去最高記録をいたしました。新語・流行語大賞において、地球沸騰化がトップ10入りをしたことも記憶に新しく、気候変動に具体的な対策をとという持続可能な開発目標、SDGsの目標の1つを改めて意識させるものとなりました。

そのSDGsで掲げられる目標は、先ほどお話ししたものを含めて17ありますが、本市においてもこれらの目標の達成に資する取組を様々行っています。今年は各家庭で余っている食品などの寄附を受け付け、必要としている人や団体を支援するフードドライブを4月、7月、10月と3回実施をいたしました。

また、今月上旬にはフードドライブの文房具版として、スタディドライブを初めて実施をいたしました。こちらは各家庭で使用しなくなった文房具などの寄附を受けて、子供の学習支援などに活用するものでございます。食品、文房具などの寄附に御協力をいただいた皆様には、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。

さて、今年1年の世相を表す今年の漢字には「税」が選ばれました。増税、減税の動向やインボイス制度、ふるさと納税などが1年を通して話題となり、生活に直結する税について多くの人が強い関心を寄せていることを改めて示したものであります。行政としても貴重で限りある財源である税の適正かつ有効な活用に一層努め、市民の皆様に取り添い、未来を見据えた取組に今後とも全力を注ぐ所存でございます。

今年も余すところ僅かとなりました。間近に向かえます新しい年が、本市にとりましても、皆

様にとりましても輝かしい飛躍の年になりますよう御祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これをもって令和5年12月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る11月30日以来、本日まで20日間の長きにわたり、議員各位には終始熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス対応が5類に代わり、様々な止まっていたことが動き出しました。最近では週末に多くのイベントが開催されていることは皆さん感じていることだと思います。

市政についても多くのことが動き出しました。本年度も様々な対応をしてまいりましたが、令和6年も引き続きさらなる変化を恐れず、高浜市民のため、さらなる市民生活向上のため政策議論をお願いいたします。

いよいよ寒さも一段と厳しくなりましたが、皆様方には体に御自愛いただきまして、御多幸な新春を迎えられますように心からお願いを申し上げて、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後0時32分閉会
